

固定資産税等の住宅用地特例に係る空き家対策上の措置

固定資産税等の住宅用地特例

○ **固定資産税等の住宅用地特例**は、住宅政策上の見地から、居住の用に供する住宅用地について税負担の軽減を図るために設けられた措置であり、土地が**住宅用地(※)**に該当する場合には、**固定資産税等が減額**される。

※ 総務省の通知(平成27年総務省固定資産税課長通知)では、以下の場合、特例の対象となる「住宅」には該当しないとされている。

- ・構造上住宅と認められない状況にある場合、
- ・使用の見込みはなく取壊しを予定している場合又は
- ・居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合

【固定資産税の住宅用地特例の概要】

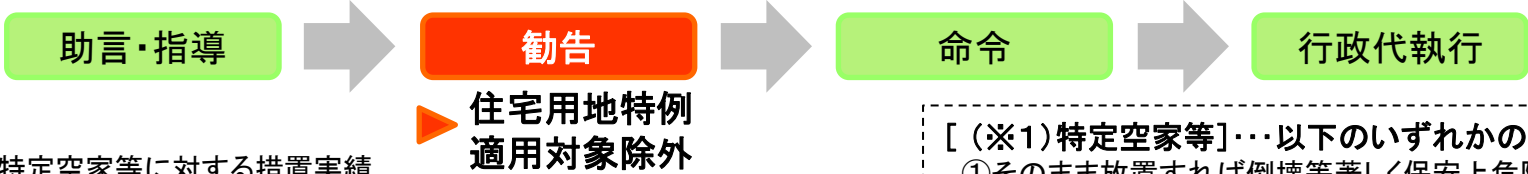
	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額

空き家対策上の措置

○ 適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対応として、固定資産税等の住宅用地特例を解除。

<特定空き家等(※1)に対する措置>

市区町村長から**勧告**を受けた**特定空き家**の敷地について、**住宅用地特例の適用対象から除外**



特定空き家等に対する措置実績

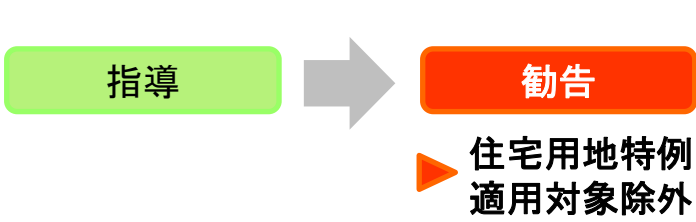
特定空き家等に対する措置	勧告	命令	行政代執行
H27.5～R5.3の累計件数(市区町村数)	3,078件(417)	382件(180)	180件(129)

[(※1) 特定空き家等] … 以下のいずれかの状態にあると認められる空き家等

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

<管理不全空き家等(※2)に対する措置>

市区町村長から**勧告**を受けた**管理不全空き家**の敷地についても、**住宅用地特例の適用対象から除外**



[(※2) 管理不全空き家等] … 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある空き家等

指導対象: 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当するおそれのある状態
勧告対象: 指導しても改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当するおそれ大きい